



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会社名：株 式 会 社 ル ネ サ ン ス
代表者名：代表取締役社長執行役員 吉 田 正 昭
(コード番号：2378 東証第一部)
問合せ先：執行役員経営戦略部長 安 澤 嘉 丞
(電話番号 03-5600-5457)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役（非業務執行取締役）及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 27 条（取締役の責任免除）及び第 37 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、第 27 条の変更については、監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 (条文省略) 1～20. (条文省略) (新設) <u>21～42.</u> (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1～20. (現行どおり) <u>21. 高齢者向け住宅の運営及び管理</u> <u>22～43.</u> (現行どおり)

(次頁へ)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等である者を除く</u>) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以上